



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

上場会社名	北越工業株式会社 (URL http://www.airman.co.jp/)
代表者	代表取締役社長 寺尾 正義 (コード番号 : 6364 東証第一部)
問合せ先責任者	常務取締役管理本部長 上原 均 (TEL 0256-93-5571)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 84 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 社外取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と業務執行取締役等でない取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、定款第 28 条を新設するものであります。また、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 37 条を変更するものであります。なお、定款第 28 条の新設に関しては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上

現行定款	変更後
第1条～第27条（条文省略） (新設)	第1条～第27条（現行どおり） <u>(取締役の責任免除)</u> 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第28条～第36条（条文省略） <u>(社外監査役の責任免除)</u>	第29条～第37条（現行どおり） <u>(監査役の責任免除)</u>
第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第38条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条～第45条（条文省略）	第39条～第46条（現行どおり）

以上